

「18春闘」第4回交渉開催！ 諸労働条件改善の要求について

ジェイアール・イーストユニオンは3月22日、申6号「諸労働条件改善の要求について」（2月13日提出）、2018春季生活闘争に関する第4回交渉を開催した。申6号は「賃金改善」要求と併せて求めている「諸労働条件の改善」として、この間、継続して求めている内容で、2%内の1%部分（賃金改善1%+手当等含めた月例賃金改善1%）であるが、本年は交渉時機を18春闘の回答時機に開催された意義は大きい。

会社の回答は、いずれの項も「現行制度で妥当と考えており、変更する考えはない」であるが、協議の過程に於ける労使の認識は多くの部分で一致するものであった。

私たちが毎年要求を積み上げることにより多くの成果があったことは事実である。その一例として扶養手当の改善、保存休暇の用途の拡大、エルダー制度の改善、等々これからもグループを含む、JR東日本に働く者の労働条件の向上に関して提言していく。また会社も社員への還元について真摯に労使協議を積み上げていくことを共通認識として確認し2018春闘に一区切りをつけた。

主な発言要旨

組合 少子高齢化、生産年齢人口のピークアウトなど時代の流れとして働き方改革や生産性の向上が問われている。私たちは、その必要性を充分理解している。生産性の向上を通じて休日増や超過勤務を減らしワークライフバランスの向上につなげることが大切だ。その為の労使共通の認識と双方の取り組みが大切である。



会社 働き方改革、生産性の向上を通じて社員への還元を考えている。扶養手当の改善、保存休暇の用途の拡大、エルダー制度の改善、等々は、その一部である。少しでも社員に還元すること、働き甲斐ある制度を作っていきたい。多様な働き方が求められる中、「賃金」や「労働条件」等について、申入れの内容、意見をしっかり理解した上での議論と、情勢等を見極めた総合的な判断をしていきたいと考えている。

**労働条件は未来永劫、変わらないものではないと労使双方が認識を一致!!
毎年の労使協議を大切にして、賃上げや諸労働条件の改定を決定して行くことを共通の認識として確認!!**